

第1 被害者参加制度に関するもの

1 刑事訴訟の構造と被害者参加制度

- 刑事訴訟における被害者参加制度の在り方

2 被害者等の範囲

- 被害者等に事実上の夫婦及び親子関係にあるものや三親等又は四親等内の親族を含めるべきか
(問題となる制度)
 - ・ 被害者参加（刑事訴訟法第316条の33）
 - ・ 心情等の意見陳述（刑事訴訟法第292条の2） 等

3 被害者参加制度の対象犯罪

- 対象罪名の範囲を変更すべきか

4 公判前整理手続と被害者参加制度

- 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか
- 公判前整理手続とは別の事前打合せの際に、被害者参加人及び被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか

5 心情等の意見陳述制度

- 心情等の意見を記載した書面について、被害者参加弁護士、他の参加人及び検察官等による朗読を認めるべきか
- 心情等の意見陳述における補助資料（写真、図面）の展示又は心情等の意見を記載した書面への補助資料の添付を認めるべきか
- 被害者参加人に心情等の意見陳述を利用できないものとするべきか

6 被害者参加人等による訴訟活動の範囲

- 犯罪事実についての尋問を認めるべきか
- 反対尋問に加え、主尋問を認めるべきか
- 被害者参加を許可された事件と併合審理又は区分審理されている当該事件以外の事件についての訴訟活動を認めるべきか
- 検察官の冒頭陳述と異なる事実（動機、経緯等）を前提にした訴訟活動を認めるべきか
- 公訴事実等に争いがある事件において被害者参加の許可の範囲を限定すべきか

7 控訴審における被害者参加

- 控訴審における被害者参加人の事実又は法律の適用についての意見陳述及び

それを前提にした訴訟活動を認めるべきか

8 被害者参加弁護士の在り方（国選被害者参加弁護士に関するものを含む）

- 被害者と被害者参加弁護士との関係
- 国選被害者参加弁護士を複数人選定する場合を認めるべきか

9 その他

- 被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方
 - ・ 被害者が参加しやすい公判期日の設定の在り方
 - ・ 検察における被害者参加制度等の説明（刑事訴訟法第316条の35の説明を含む）の在り方（被害者参加人と検察官の関係の在り方）
 - ・ 物理的制約がある場合を除き被害者参加人全ての在廷を認めるべきか
 - ・ 包括的黙秘権を行使する被告人に対する被害者参加人等の質問の在り方
- 被害者参加人が多数の場合、物理的に法廷に入れられない者について、別室でのモニター傍聴を認めるべきか
- 被害者参加人が証人として出廷する場合、検察官との打合せにおいて被害者参加弁護士の立会いを認める運用をすべきか

第2 被害者参加制度以外のもの

1 刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方

- 第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方
- 被害者参加許可された事件以外の記録の閲覧等を認めるべきか

2 裁判書等の謄本等の交付請求権

- 被害者参加人が裁判所に対して判決書謄本等の交付を請求する権利を認めるべきか

3 損害賠償命令制度

- 損害賠償命令制度の手続を見直すべきか
 - ・ 弁護士への通知，被告人又は代理人の出頭確保 等
- 自動車運転過失致死傷事件を含めるべきか
- 被害者遺族の固有の慰謝料請求権についても損害賠償命令制度の対象とし，相続放棄をした場合でも申立てができるようにすべきか

4 その他

- 公判廷において被害者特定事項を明らかにした者に対する制裁規定を設けるべきか
- 被害者参加人等の居住地を管轄する裁判所で刑事裁判を行えるようにすべきか
- 被害者支援の在り方
 - ・ 証拠調べ手続における被害者への配慮の在り方（凄惨な写真等の証拠の取

調べにおける被害者等への配慮，裁判員が事件と関係のない事項を質問して被害者を傷つけることがないように制止するなどの配慮等)

- 裁判所における被害者対応の在り方（被告人と動線を別にする等の工夫の在り方，遺影のバー内への持込みを認めるべきか，被害者参加人以外の親族や付添人のための優先傍聴席の確保をすべきか）
- 公費により被害者を支援する弁護士に関する制度の在り方